

須賀川市中小企業経営合理化資金保証融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の経営合理化に必要な資金の融通を促進し、もって本市中小企業の振興を図ることを目的とする。

(方針)

第2条 須賀川市（以下「市」という。）は、この制度目的達成のため、財政資金を福島県信用保証協会（以下「協会」という。）に貸付けする。

2 協会は、上記財政資金を市の指定する取扱金融機関の本・母店に保証融資原資として預託し、預託額の3倍に相当する額を融資要領に基づき、融資保証を行うものとする。

(融資要領)

第3条 取扱金融機関は、次のとおりとする。

- 東邦銀行須賀川支店及び須賀川東支店
- 常陽銀行須賀川支店
- 須賀川信用金庫本店及び市内各支店
- 大東銀行須賀川支店及び西川支店
- 福島銀行須賀川支店及び須賀川西支店
- 福島県商工信用組合須賀川支店

2 対象者は、原則として1年以上須賀川市に居住し、同一事業を1ヶ年以上営み、かつ、市税を完納している中小企業者とする。

3 資金使途は、運転資金及び設備資金とする。

4 貸付限度は、一企業当たり1,000万円以内とする。

5 貸付期間は、設備資金10年以内、運転資金7年以内とする。

6 貸付利率は、金融機関との特約利率による。

7 返済方法は、分割返済とする。ただし短期資金（1年以内）は、一括返済を認める。

8 保証人・担保条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法人、組合の場合 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

(2) 個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

9 福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、年間の信用保証料率を下記のとおりとする。ただし、福島県信用保証協会の定めにより、最大で0.25%の割引料率が適用される場合がある。

区分									
信用保証協会 基本保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
須賀川市制度 信用保証料率	1.55%	1.40%	1.25%	1.10%	0.95%	0.90%	0.80%	0.60%	0.40%

10 申込場所及び協力機関は、次のとおりとする。

(1) 取扱金融機関、信用保証協会

(2) 市、商工会議所、商工会は、この制度の効率的な運用を図るため指導、斡旋するものとする。

(信用保証料の負担)

第4条 協会が定める基本保証料率と制度保証料率との差額については、市が負担するものとする。この場合、当該差額相当額については、協会からの請求により支払う。

(市、商工会議所、商工会の意見)

第5条 市、商工会議所、商工会は、その斡旋するものについては、意見書を添付して申込むものとする。

2 この制度によるものは、申込書「合理化」と朱書すること。

(保証融資状況の報告)

第6条 協会はその月分の保証状況を別紙様式により翌月15日までに市長に報告するものとする。また、取扱金融機関は、市が必要と認める場合は、貸出状況を報告するものとする。

附 則

1 昭和48年3月31日までに取扱った須賀川市小口資金保証融通制度に基づく融資については、当分の間この制度による融通原資を充て、融資条件はなお従前の例による。

2 この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

3 須賀川市小口資金保証融通制度は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日の前日までに長沼町中小企業経営合理化資金保証融資制度要綱及び岩瀬村中小企業経営合理化資金保証融資制度要綱の規定に基づきなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。